

日出町新しい地域活動実施団体報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の自主的な地域づくりの気運を醸成するとともに、地域課題の解決のために町民が主体的に取り組む事業又は地域活性化に資するボランティア活動などを支援することにより、町民と地域の新しい関係性を構築することを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 報償金の交付を受けることができる団体は、町内の老人クラブ、子ども会又は町内に拠点がある団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上で構成する団体であって、当該団体の構成員の2分の1以上が町内に住所を有すること。
- (2) 規約又は会則を有すること。
- (3) 代表者が18歳以上であり、町内に住所を有すること。
- (4) 会計経理が明確であること。
- (5) 事業の実施内容を可視化できること。
- (6) その他町長が求める書類等を提出できること。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、報償金の交付を受けることができる団体としない。

(交付対象事業)

第3条 報償金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共の場所の環境美化に資する事業
- (2) ボランティアの連携による地域活性化事業
- (3) 多世代交流の推進に資する事業
- (4) 高齢者等世帯に対する生活（ごみ出し等）支援事業
- (5) 多文化共生（国際交流）の推進に資する事業

(6) その他町長が対象と認める事業

- 2 前項の規定にかかわらず、町若しくは町が助成している団体等から直接補助を受けている事業又は政治、宗教若しくは営利を目的とした事業は、交付の対象としない。

(交付団体認定申請)

第4条 報償金の交付を受けようとする団体は、日出町新しい地域活動実施団体認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請し、認定を受けるものとする。

- (1) 構成員名簿
- (2) 規約又は会則
- (3) その他町長が求める書類

(交付団体の認定)

第5条 町長は、前条の規定により申請をした団体が、報償金を交付する団体(以下「交付団体」という。)として認定することが適当と認めた場合は日出町新しい地域活動実施団体認定通知書(様式第2号)により、認定することが適当でないとした場合は日出町新しい地域活動実施団体不認定通知書(様式第3号)により当該団体に対し通知するものとする。

- 2 交付団体の認定の期間は、認定日から認定日以降最初の3月31日までとする。

(報償金の額)

第6条 報償金の額は、事業の実施が確認できた1月について2,000円とする。

(実施状況報告及び報償金の請求)

第7条 第5条第1項の規定により認定した団体(以下「認定団体」という。)は、交付対象事業を実施した日の属する年度の末日までに、日出町新しい地域活動実施状況報告書兼報償金請求書(様式第4号)に添付書類(活動状況写真等)を添えて、町長に提出するものとする。

(報償金の交付)

第8条 報償金は、前条の書類を受理して審査した後、相当と認める場合は認定団体に対して口座振込にて交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

日出町新しい地域活動実施団体認定申請書

年 月 日

日出町長 様

申請団体

住所（所在地）

団体名
（代表者名）

電話番号

日出町新しい地域活動実施団体報償金の交付団体の認定を受けたいので、日出町新しい地域活動実施団体報償金交付要綱第4条の規定により申請します。

活動等の概要	
活動等の類型	<input type="checkbox"/> 環境美化（清掃活動・花植え及び植栽活動・その他） <input type="checkbox"/> 地域活性化（地域課題解決・青少年育成・その他） <input type="checkbox"/> 多世代交流（スポーツ・文化・DX・その他） <input type="checkbox"/> 生活支援（ごみ出し支援・買い物支援・その他） <input type="checkbox"/> 多文化共生（国際交流・留学生支援・その他） <input type="checkbox"/> その他町長が対象と認める事業（ ）
特記事項	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

日出町長 印

日出町新しい地域活動実施団体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった日出町新しい地域活動実施団体報償金の交付団体の認定については、次のとおり認定したので、日出町新しい地域活動実施団体報償金交付要綱第5条の規定により通知します。

報償金交付団体の名称	
報償金の交付額等	活動のあった1月につき2,000円 ※ただし、年額24,000円を上限とする。
報償金の交付に係る留意事項等について	活動終了後に、日出町新しい地域活動実施状況報告書兼報償金請求書（様式第4号）に添付書類（活動状況写真等）を添えて、町長に提出すること。
交付の条件	
その他	

様式第3号（第5条関係）

日出町新しい地域活動実施団体不認定通知書

第 号
年 月 日

様

日出町長 印

年 月 日付けで申請のあった日出町新しい地域活動実施団体報償金の交付団体の認定については、次の理由により不認定とすることに決定しましたので、日出町新しい地域活動実施団体報償金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

不認定理由

様式第4号（第7条関係）

日出町新しい地域活動実施状況報告書兼報償金請求書

年 月 日

日出町長 様

認定団体

住所（所在地）

団体名
（代表者名）

電話番号

当団体が実施した活動について、日出町新しい地域活動実施団体報償金交付要綱第7条の規定により、次のとおり状況報告し、報償金を請求します。

認定番号	第 号
活動等の内容及び成果	
活動実施回数	
報償金の請求額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 活動写真等（参加者数、成果物等を確認できるもの） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

補助金等振込先

金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義人			
口座種別	普通 当座	口座番号	